

# 宝曆期、徳山湯涌出騒動記

吉積 久年

「ふるさと創生資金」で世間大いに賑わったときがあった。全国市町村があれやこれやと知恵を出し合う中で、温泉探しに資金を投入するところが少なくなかった。その結果がどうなったのか、今やもう殆ど話題になることはなくなつた。が、一方でわが国においては古今を問わず温泉への指向には根強いものがある。

さて、これから話題にするのは、江戸時代中期、温泉が自然に涌出するという椿事に賑わい、今日流にいうところの地域の活性化に繋げようとした事件の顛末である。しかも、海中、波打際に涌出したというのだから面白い。

徳山毛利家文庫「御蔵本日記」宝曆五年（一七五五）五月三日の条から披こう。

「一頃日本宮権現之沖磯辺ニ湯涌出汲取葉ニ相成候様ニ与風申出也、其段相聞へ候付如何様之趣候哉見分トして左之通

御蔵本両所役 野村弥三左エ門

同所御徒目付 河野武右エ門

寺社 町方奉行下役 和田三郎兵衛

一 四月比より与風権現沖湯涌申由ニ付徳山本町之者共五六人も参秘見候へ共格別之儀無御座候、夫より方々ニ相聞へ湯涌出ル由諸人申此間日々男女四五拾人程ツヽ罷出手桶竹筒小桶ニ汲取帰不思議ニも有之様ニ噂申候

一 五月三日昼四半時過見分仕候処左之通権現本社より式拾六七間程東社地森より拾六間程沖掘候處ニ広サ三尺四方深三尺程相見候、汐干候而掘候處ニ北南脇より透水三四ヶ所よりも出真底より五六寸四方より涌水有之給見候処潮水ニ而温み或ハ匂ひ等少も無御座候、只今ニ而ハ温泉之競氣共相見不申候、以上

五月三日

右之通申出候事(※読点は筆者付す、以下同じ)

補完の意味で「江府書簡録」五月七日付けの江戸宛書状を紹介しておこうと思う。

「徳山本宮権現之社地東之方浪打際より拾間程沖ニ当四月中比より与風湯涌申之由風聞有之、近町之者共追々參候而見合右之所深サ三尺程引汐之節掘候而見候處透水之様少々宛涌水有之候、冷湯ニ而温泉ニ而は無之候、然共右之涌水汲取候而近辺之者共取掃痛所等有之者共用ひ申之由御座候、小瘡平癒仕不思議有之由ニ而專囀仕ニ付去ル三日為見分御徒目付其外小役人兩人差添見合遣候處前件之通御座候、萬一繁昌仕候得は宜敷儀候故西町之者共相望候は弥掘候而見合候様可致沙汰と存候、尤見分之儀は追々可申付候、未儘成儀ニは無御座候得共脇々ニ而風聞仕候故先御内々致御知候、弥宜敷趣相成候は追而可及御注進候、恐惶謹言

五月七日

小幡内記

粟屋内蔵

小幡一格様

粟屋蔵主様

差出人の両名は当役、つまり国家老、宛先の前者は江戸当役、つまり江戸家老、後者は江戸加判である。

両史料を総括すると、四月から徳山城下、江田町の海浜

松林中にある本宮権現(現在は熊野神社、JR徳山駅の南西、山陽本線沿いにある)の社地の東手、波打際から一〇間(二八m)ほど沖で干潮時、広さ三尺(約一〇m)四方、深さ三尺ほどの規模で湯が涌出、温気あるいは臭気もないが、近町のものが日々集い出し、桶や竹筒で汲取り持帰る騒ぎに発展、集う断りはこの湯を使えば痛みや小瘡に効験するということにあつた。この風聞は藩庁にも届いて小役人の実地見分が五月三日に行われた。見分報告は「温泉之競気共相見えず」というものだったが、地域「繁昌」の一計になるやも知れず、今後も注目したいという思惑もあつた。

その後の経過を辿ってみる。

「方々より人数多參候而汲取候」という状況下、「萬一手足其外共洗物等仕候而ハ如何敷猥無之」ためとして番人二名がつけられ、湯汲取り希望者はこの番人に断わつて汲取ることになつた。早朝から夜は五つ過ぎまで汲取りに対応しなければならず、番人小屋が設置されたほか、湯壺の周圍に竹垣が設けられた(五月七日の条)。

潮の干満で湯壺に砂が流入するのを阻止するための「砂留湯船」を山田屋新太郎が寄進する旨の申出をし許される(五月九日の条)。

「温泉宿願立置候」ためとして本宮権現の宮司黒神左市が十二日同宮で湯立を实行したい旨の申出を行い、これが認

められた（五月十日の条）。

そして、五月二十六日付けの江戸への続報。他領からも汲取りに来る者があり、波打際で「焼火」を試みたいという町方の者も現われ、二十四日潮留めにつき現地協議が行われ、潮留めを行うにしくはないとの決定を見たという。

湯壺脇の磯辺の松原中に日覆二く三を設けたいとの要望につき、現地見分の上これまた許可（六月九日の条）。

潮留め土手の築造が始まる。

「 覚

当所権現之社地海手ニ湯涌出候付湯坪有掛り四ヶ所之廻り汐留土手相調可然候間、外石垣ニして土手築立、悪水抜樋老ヶ所居相調候仕様之注文於町方吟味仕内々ニ而申出候様ニ沙汰可被成候、以上

六月廿六日

日覆小屋が六軒から三軒増えて九軒となる（六月二十九日の条）。

七月十日付け江戸への報告に「御領之町在他領之者共別而此間数多罷越水風呂ニ而入湯仕候」という状況を伝えた後、「汐留相調候得は諸人之仕合、且は所之繁昌ニも相成」との感想を添えている。

同十七日には浜辺に一間×九尺の腰掛け一脚設置（申請者磯部屋三右衛門）が認められた。

「本宮権現浜菜泉汐留土手之儀ニ付」本宮権現神前におい

て圖取執行の沙汰をうけた宮司黒神左市が、翌日昼時から神楽を執り行う旨を申出たのが同じ二十七日。

そして八月三日、家中にこう申出る者があった。「気分今以相勝れず」養生のためとして「権現菜泉」への入湯を認めて欲しいというもの。名を玉井権兵衛とするが、「譜録」に見当たらぬ人物である。他所の湯治に向いた気配を示すので追跡したらば、川棚あるいは有馬に入湯した経験をもつ者のようだ。

同十一日、潮留め土手築造の仕様と見積り等々が左のように明かされる。請負人は磯辺三右衛門（先述の磯部屋三右衛門と同一人物か）。

「一開作打廻六拾間土手足四間築留老間半ニして内<sup>五</sup>汐前三尺五寸しからニして悪水抜石樋ニして四間高サ老尺

横老尺老寸

一沖ノ手高サ式間ニして磯辺りへ取付申候

一外<sup>口</sup>石垣ニして内へ栗石砂入申候、尤土手内へ杭柵したを以築立申候

一石積取築場

一石積取築場

代老貫六百五拾目

一栗石岩間ニ高サ老丈老式尺

其内<sup>五</sup>砂築揚

代式貫式百目

一やた杭柵竹した切賃積取

右之三色

代八拾五匁

一石垣

代百八拾目

一經子繩三拾束

代六匁

一汐前三拾五間ニして幅三尺五寸、尤柵ニして深サ壹尺

湯坪悪水之所溝ヲ立柵ニして土台少々揚申候

代四百五拾目

已上

合銀四貫五百七拾壹匁

一やた杭六百本 但四尺ニして

右大島ニ而被遣候

一柵竹三拾締 但葉付

右竹島西島ニ而被遣候

一齒朶三百五拾把

右大島ニ而被遣候

一石之儀は

右仙島大島ニ而被遣候

一砂栗石之儀は

右御紙蔵江口原ニ而被遣候

右之通開作築立随分入念相調差上可申候

一代銀之内三步一先達而御渡被仰付候事、又三步一半ニ

御貸渡被仰付候事、又残三步□築調候上御貸渡被仰付候事

一築調候已後六十日請合申候事

一右廉々受人として村屋孫右エ門泉屋治兵エ□申候処

如件

亥八月十三日 磯辺屋三右エ門

一地町方出銀割付左之通

銀四貫五百七拾壹匁

内

四歩方

壹貫八百貳拾八匁四分

右町方

六歩方

貳百七十四拾貳匁六分

右地方

一諸採用石砂取越之儀御山方<sup>五</sup>手紙遣也

このすぐ後には、工事施工の概略図が描かれている。

・潮留土手の総延長は六〇〜六一間（一一〇m前後）、両土

手端の磯辺の長さ三二間（約五八m）、高さ四間（約七m）、

幅一間半（約三m）、これに悪水抜き石樋（長さ四間、高

さ一尺、幅一尺二寸）が設けられた。この潮留の中に五つ

の四角い湯壺の囲柵が設けられた。しめて費用は銀四貫五

七一匁（当時の米に直すと凡そ七〇石相当）、これを町方四

歩、地方六歩の割合で調達、資金は藩が貸付けるという仕組。工期六〇日、約二ヶ月が設定された。

同十三日、御徒目付など諸役人立会のもとに着工。

同日付けの江戸への報告に「御領内其外他所よりも湯望之者追々数多罷越候、病人痛所等有之者相応仕様」と状況説明したあと、今度も「汐留仕候様此間致沙汰候、弥繁昌仕候得は当所之仕合不大形候、今以番人等差出置荒増之儀共無之様申付候」と期待のほどを表明している。

竣工は十一月二十五日。工事日数一〇一日。「江府書簡録」によると藩の竣工見分は十二月十六日である。

この後、管見では宝暦六年十月二十七日の条まで関係記事に当たらない。それは、藩派遣の番人が退き、代つて地元自力で浜湯は管理されることになり、汲湯一箱につき錢三文、入湯は家中・町方の場合一人錢三文、旅人の場合同じく六文、但し七月の入湯は例外的に一人三〇文という各徴収が認められ、その費用をもって湯囲いの管理も行われることになったのである。当時の為替は銀一匁 $\parallel$ 錢六八文。

そして、これを最後に関連記事が全く見られなくなる。

一過性の賑わい騒ぎに終わった蓋然性が高い。地域活性化という目論見も達成し得なかったと想われる。

宝暦五年という年は、梅雨期の霖雨、六月の度重なる大雨洪水、八月下旬の大風雨と天災が重なり、田方損毛高が一萬六一三石余に達するという凶作に見舞われている。

年末の公定米価は銀一〇〇目当り九斗七升で前年比一五三%、大豆価も同じく二石二斗で前年比一二五%という高騰ぶりであった。<sup>8)</sup>

さて、ここで当時の湯治について考察しておこうと思う。「御蔵本日記」に記される家中及び庄屋・町年寄ら地下役人に限られる湯治認可の実態をまとめたのが表である。注意したいのは、湯治認可の全件が同日記に記されたとは思にくい節があること、また日記が完存していないこと、そして数は件数であつて人数ではないこと、である。

それを先ず念頭に置かなければならないが、宝暦六年は件数が少ないし、根強い人気の摂州有馬温泉（現神戸市）行きが皆無である。遠隔地であれば日数も費用も嵩む。近くに好適地があれば、これに越したことはない。その好例が、寛延二・三年の水内温泉である。両年で三四件も数えるという大変な人気振りである。その一方で両年どまりで一過性に終わっているのがミソ。

水内は、広島県佐伯郡湯来町にあり、湯の山温泉のある地（今は和田という）をいう。今日ややさびれた温泉街がみられて往時を偲ぶよすがを作っているが、その中で近世に溯る遺構が一つある。広島県指定史跡「湯ノ山湯治場」（昭和三十三年指定）がそれで、覆屋をもつ施設の中で今も温泉が涌出し続けている。温度二〇数度のラジウム泉とい

表 寛延～宝暦期 湯治先一覧

年号	有馬	城崎	道後	水内	湯田	川棚	その他	計
寛延元	5		3		1	1		10
〃 2	1	1	3	14	1			20
〃 3	1			20	3	1		25
宝暦元	3		2		3	1		9
〃 2	2		2		3	1	(豊後船井) 1	9
〃 3	4		4		2			10
〃 4	3		4				(深川) 1	8
〃 5	3		1		3	4	(深川) 1	12
〃 6			2		2	1		5
〃 7	3	3			1		(深川) 2	9
〃 8		2			3		(俵山) 1	6
〃 9	4		2		4		(俵山) 1	11
〃 10	5		1		1	1	(豊後浜) 2 (俵山) 1	11
〃 11	2		1					3
〃 12	1		2		2			5
〃 13	3	2			1	3		9
計	40	8	27	34	30	13	10	162

う。昭和五十四年広島県教育委員会発行の「広島県文化財解説図録」の説明を繕いてみよう。

「湯ノ山温泉の涌出は、富士山が大爆發した宝永四年（一七〇七）のことである。寛延元年（一七四八）にはさかんにわき出たので藩主淺野吉長の知るところとなり、翌三年には、藩儒堀正脩も来遊して「靈泉記」を著わした。靈験いちじるしく、領内領外よりの入湯者は旬間千人に達することも少なくなく、三十七軒の宿屋があわただしく建築されるなど活況を呈した。藩も湯所役人を任命して入湯者の監督、湯所の保全にあたっていた。」

涌出が盛んになった翌年の寛延二年、早くも徳山領民にその情報が伝わって、他領の人々とも同地へ押掛けたことになる。同日記では、寛延二年五月十五日の条に家中角田半左衛門に五〇日間の往来が認可されたと見えるのが最初で、六月三件三名、八月一件二名、九月四件九名、十月二件二名、十一月二件二名、十二月一件一名で計一四件二〇名。翌三年、正月一件二名、三月六件六名、四月五件六名、五月一件一名、七月四件六名、八月一件一名、九月二件二名の計二〇件二三名で、九月二十四日の認可例を最終とする。認可時における往来日数の幅は七日から五日、出足と帰還の日が押えられる事例五件を見ると九日から一四日の幅である。湯治の因を明かす例が三件あり、肩痛とするもの二件、腹痛とするもの一件である。かくて、

水内湯治のブームは一七ヶ月にとどまったことになるが、その終息原因はわからない。

そして、今度は山間部で同様の涌出事件が発生する。それは宝暦九年（一七五九）のこと、ところは須万村丹後兼（現徳山市）。

「前方より湯涌出候由ニ而所之者杯は少々宛相用申之由、そんな中で近在から利用を求める声が上がって、「所之便ニも可相成由」として湯坪の調整が行われて六月末日から利用が可能になったというもの（「江府書簡録」「御蔵本日記」ともに同年閏七月朔日の条）。ただし、「江府書簡録」には「右之湯温泉ニ而は無御座候故、湯坪より釜へ入候而涌シ用ひ申之由」と記され、ここもまた冷泉であったことがわかる。

この後関連記事は同十二年（一七六二）八月二十七日の「御蔵本日記」まで見当たらない。それは、湯を沸す薪代が不足して、小屋掛けするもその維持がむづかしく、放置されていたものを解体したというものである。これも短命に終わったのである。

（註）拙文「宝暦期、徳山藩三祭市と芝居興行」（山口県文書館研究紀要）第23号、平成八年三月二十九日発行）一九頁に詳しい。